

信州やまなみ国スポ・全障スポ式典音楽制作仕様書

1 内容

式典基本計画に基づき、国スポ・全障スポの式典で使用する楽曲を制作する。

(1) 制作内容

下記仕様に沿った楽曲を制作し、楽譜を作成する。

制作曲（演奏形態）	使用曲の構想
ファンファーレ〈作曲〉 （吹奏楽）又は（吹奏楽＋合唱）	「開式通告」「開会宣言」「選手代表宣誓」「閉式通告」「閉会宣言」のそれぞれの場面にふさわしい楽曲とすること。演奏時間はそれぞれの楽曲につき20秒～30秒程度とすること。
入退場曲〈作編曲〉 ①②（吹奏楽＋合唱） ③（打楽器）	「入退場」の場面にふさわしい楽曲とすること。以下の内訳により楽曲を制作すること。 【内訳】 ①「信州やまなみポップスメドレー」（曲名は仮）演奏時間5分～7分程度 国スポ・全障スポ開催を記念し、選手団に感動とエールを送り、場内の一体感が高まるような入退場曲 ②「信州やまなみウェルカムメドレー」（曲名は仮）演奏時間5分～7分程度 信州が誇る自然や歴史、文化などの魅力を表現し歓迎ムードが高まるような入退場曲 ③「ドラムマーチ」演奏時間30秒程度 中継ぎ、時間調整用マーチ ※作品の編曲手続きを行うこと。
表彰関連曲〈作編曲〉 （天皇杯・皇后杯返還、成績発表、表彰状授与） （吹奏楽）	「天皇杯・皇后杯返還」、「成績発表」、「表彰状授与」の場面にふさわしい楽曲を制作すること。 楽曲については、「信州やまなみウェルカムメドレー」の旋律を用いるなど開催県独自の魅力を発信しつつ、これから始まる大会への期待や、大会を終えた選手を称えるような曲調とすること。 また、演奏時間については、次第の長さに合わせて繰り返して演奏するなど、柔軟に対応できるものとする事。

(2) 制作にあたっての留意事項

ア 楽曲制作の詳細については、事前に委託者と協議すること。

イ 式典基本計画に基づき、式典・会場専門委員会及び式典音楽部会において提案され

- た意見等を踏まえ、楽曲を制作すること。
- ウ 吹奏楽隊の楽器編成については、別表「式典音楽隊楽器編成一覧」を基本とし、そのパートに従って、一段ずつ五線譜に記載すること。
- エ 合唱については、基本的に混声四部合唱とし、ピアノ伴奏譜の制作にあたっては、合唱とピアノ伴奏の楽譜を並記すること。
- オ 各楽器、各声部の音域や特性に留意しながら、作品を完成させること。
- カ 吹奏楽及び合唱を基本とするが、委託者からその他の楽器使用について検討する指示があった場合は、アイデアを提案の上、協議を行うこと。
- キ 曲の制作にあたっては、委託者の指定する作・編曲者を起用し、全ての受託者の費用負担と責任で作・編曲者との交渉及び連絡調整を行うこと。
- ク 編曲に必要な許諾の手続きを全て受託者の費用負担と責任で行うこと。
- ケ 作・編曲者ととも別紙3「信州やまなみ国スポ・全障スポ式典音楽試奏会・検証会仕様書」により実施する式典音楽試奏会・検証会に出席し、第1次成果品の検証を行い、必要に応じて作品の手直し及び楽譜浄書を全て受託者の費用負担と責任により行うこと。
- コ 曲の制作にあたっての詳細については、事前に委託者と別途協議すること。

(3) 著作権等

本契約による音楽著作物（新たに作曲する楽曲及び既存曲を編曲した部分の権利のことをいうものとする。以下「音楽著作物」という。）の著作権については、委託者が以下に定めるとおり使用でき、委託者の解散後は長野県に譲渡されるよう、受託者は権利処理を行うものとする。

- ア 音楽著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）については、無償で委託者に譲渡されるよう、全て受託者の費用負担と責任により、その権利処理を行うこと。
- イ 音楽著作物の著作権については、委託者及び委託者の指定する者が令和10年度末までに行う信州やまなみ国スポ・全障スポに関する一切の活動に、その媒体を問わず、独占的に、別途対価を支払うこともなく、かつ、支障なく利用できるよう、全て受託者の費用負担と責任により、その権利処理を行うこと。
- ウ 音楽著作物は、イの目的の範囲内において、別途第三者との契約により音楽著作物の楽譜制作及び演奏録音し、並びに当該楽譜及び録音物の複製及び無料配布ができるよう、全て受託者の費用負担と責任によりその権利処理を行うこと。
- エ 音楽著作物の著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利）については、著作者（その著作権者を含む。以下同じ。）に行使させないようにすること。
- オ 本契約にかかる著作者が、成果物について国スポ・全障スポのイメージを損ない、又傷つけるような使用をさせないことを受託者は約すこと。
- カ 委託者が、国スポ・全障スポに関して利用する限りにおいて、著作者の写真及び経歴その他の資料を、別途対価を支払うことなく使用できるよう、全ての受託者の費用

負担と責任により権利処理を行うこと。

キ 委託者及び委託者の指定する者は、本契約により生じる音楽著作物の使用に際し、その著作者、その他委託者の指定する表示を掲載することができるものとする。この場合において、表示内容に必要な許諾は、全て受託者の費用負担と責任により得ること。

ク 音楽著作物以外の成果物の著作者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は、本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約すこと。

ケ 最終成果品提出後も、令和10年度末までに、時間短縮等の軽微な手直しが生じた場合は、再修正が行えるように権利処理を行うこと。

コ その他、本号により難しい場合や著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

2 成果品

成果品の納期、納品数及び納品方法は、以下の通り2回に分けて行う。

(1) 第1次成果品

委託者が指定する日時までにフルスコア及びパート譜各1部（合唱譜は練習用のピアノ伴奏譜付きとすること）を電子データ（PDF形式）で提出すること。また、制作した楽曲を仮録音したもの（以下「デモ音源」という。生楽器による演奏でなくともよい）をCD3枚（WAVE形式）に収録し、提出すること。なお、デモ音源の仕様については、委託者と協議の上決定するものとする。

(2) 第2次成果品

試奏会において第1次成果品の検証を行い、必要な手直しを行った上で、令和9年3月23日（火）までに最終成果品として、フルスコア及びパート譜各1部（合唱譜は練習用のピアノ伴奏譜付きとすること）を電子データ（PDF形式）で提出すること。

式典音楽隊楽器編成一覧

Piccolo	F Horn I・II・III・IV
Flute I・II	Trombone I・II・III
Oboe	Euphonium
Bassoon	Tuba
E♭ Clarinet	String Bass
B♭ Clarinet I・II・III	Percussion I・II・III・IV・V
B♭ Bass Clarinet	Timpani
E♭ Alto Saxophone I・II	Keyboard
B♭ Tenor Saxophone	Bass Guitar
E♭ Baritone Saxophone	Drums
B♭ Trumpet I・II・III	
【Chorus】 ・Soprano ・Alto ・Tenor ・Bass ※ 混声四部合唱を基本とする。	

- ・吹奏楽隊のPercussion I～V、Timpani、Keyboard、Bass Guitar、Drums については、任意とする。
- ・上記以外の楽器の導入については、事前に委託者と協議することとする。